

こちらの様に離島であれば
尚更 不便な生活が不便になるの
です。

せめてインターネットの普及により、このような
島に居て、服でも食品でも薬でも自由に買
うことが出来るようになりました。
それも今現在でも「一部 離島不可」という
物も有り、都会の方と平等では無いのです。

店頭販売で買う時・買う時はそうです。
しかしながら 島外に出る機会というのは
そう多くはありません。子供も小さいので
尚更です。

薬を使うのはいくら説明を
受けたとしても

No.5

overdose (オーバードーズ) の方など
も居るのが 現実です。あくまで自己責任
が大きいです。

いくら説明を受けても守らない人も居るのが
残念ですが、そのような一部の例で大多数の
「不便」を感じる人の意見をないがしろにするの
はいかがかだと思います。

「離島料金」という高い送料を払っても買う
現実があることも出来ないでほしいです。

時間も無く、種類も無く、匿名小生の低い
地域でこのような法改正は本当に不便
以外の何ものもないのです。

[Redacted signature]

舛添厚生労働大臣 殿

「医薬品新制度の円滑移行に関する検討会」委員 殿

私は、8年前に本土より嫁ぎ離島にて民宿経営をしている一才児の母親です。

仕事や育児をしながら金銭的にも、なかなか出島することが出来ず、インターネットを利用して子供の日用品（オムツ・ミルク等）と一緒に常備薬（風邪・便秘・鎮痛・胃・キズ薬等）を購入しています。送料無料にはる場合が多く、低価格には、他のお母さん達にも利用者は多いようです。

島内の薬局は、人口が少いため、本土より品揃えが薄く、多売が出来ないこともあり高額で購入

者に選択は出来ず、女性として恥ずかしい薬誌
オンラインバシーの保てないまま購入しなればならぬ
状況です。

インターネットでの購入が出来なくなつた場合、
本士に頼める人がいない私は、子供に長時間移動の
無理させ、高い交通費・宿泊費をかけ、薬を
買ったためせざるを得ません。(配置販売業者で
は、私が20オレだから服用している薬を服用するは
くになります。)

常備薬は、家族の誰が何時使用するかわからず
予防や急は痛み等への対処の為に用意してあるもの
で、使用者が情報提供を受け購入し、その日のうちに
服用・消費するものだけではないと思います。

情報の交換はインターネットや電話では不可能なので
しょうか？説明書を何の為に読んでいるのでしょうか？

身勝手は責めを述べましたが、医薬品の
通販禁止が決まった場合、私の生活は無理や
我慢が増えることになるので、今から不慮です。
諸事情で東京に出向けない方は他にもいらし
ると思えます。

私のような困る人間がいる事を知っていたら
^も再度検討していただけることさ、だから
お願い申し上げます。

平成21年3月29日

「科添厚生労働省大臣」及び「医薬品新販売制度の円滑施行に
関する検討会」委員 様

私は [] より [] 致した [] にご存じです

[]
[]

ですから気軽に [] に行ける環境ではありません

薬局は [] に1店ありますが、 [] にはありません

まして土産物との併用店舗なので、品数は多くはありませんので、

自分が欲しい薬が手に入るとは限りません

もちろん定価販売です

配送薬販売業者のうち、 [] より [] が、

[] に

販売に来てくれるのでしょうか。

たとえば来てくれたとしても高い物と変わったお薬のことはないでしょうか。

物価の高い離島に暮らしていると、少しでも安く手に入る
ネット販売は無くてはならない物です

まして小笠原島には、プライバシーの問題があります

人には知られたくない病気というのがあると思います

それも小笠原島では買っている現病を知り合いに見られて

噂になってしまうという事も、避けられない現実です

ネットで購入できるのは、とてもありがたい事です

何か危険の甚なる薬まで、ネットで購入すると言うのはなく
常備薬が欲しいのです

どうか、ご理解いただければと思います

[]

[]

・ 今回の薬事法の改正について。

通信販売で沢山の薬が買えなくなるのは
離島の住む者には大変困ります。今の所は国産
薬やその他特殊な薬は多いのですが、コオ
とよなどは体のどこに異常が現れつつあり
種類多くの薬に頼る事になります。私の住む
島には薬を売る店は無く隣の島の薬局まで
船で渡らねばなりません。

ぜひ、いくつかのチェックを付けてよ良から販売
出来る様にして欲しいです。例えば個人がインターネッ
ト等で探した薬品名と会社名、それに自分の症状などを、
ある機関に送ると、その専門家がチェックして、どう經由
して致すか出され製薬会社等は代引きで発送する等
を前向きに検討して欲しいです。

2009. 4. 29



(追信)

今回の薬事法の改正について。

私達離島に住む者にとって一番困るのは
『○○○の恐れがあるから通信販売の
禁止!』と言う事です。

人を殺す為に使われるから包丁の販売
禁止とか、交通事故死の恐れがあるか
ら無用車の販売禁とかは有りません。
包丁も無用車も日常生活には必要なもの
だからです。

同様に、人前にとって薬は欠かせない
ものです。いくつかの安全対策を取って、せめて販
売する方向で検討をお願いします。

2009.3.31

[Redacted]

[Redacted]

意見書

平成21年3月31日提出

厚生労働省大臣殿 及び

「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」委員宛

『一般医薬品の通販規制の理由が、
本当に国民の安心安全のためでしょうか？』

私は [] の離島、[] に住んでいます。

人口 [] のこの島には、小さな食料品店が2軒ありだけで
薬局、薬店はありません。

ネットで医薬品が買えなくないと、こうなります。

種類も数も限られた置き薬を使うか、

内地の知人に症状を伝え、薬局へ出荷してもらい、

薬剤師に症状を伝え購入、梱包して送ってもらうという

時間もお金もかかる方法をとるかというかです。

『ちよと症状は違うけど、まあ、これでいいか』と置き薬を使い、

『わざわざ買いに行ってもらうほどではないか』と我慢する。

たぶん とうとう ことになるとしよう。

これが本当に国民の安心安全を考えての国の規制なのか？

厚生労働省が 離島生活者や障害者の健康を無視してまで

守ろうとしているものは何なのか？

[]

舛添厚生労働省大臣

及び「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」委員の皆様へ

私は■■■■在住の視覚障害1級(全盲)男性です。

私は、妻と、長女、長男の4人で暮らしております。

このたび、インターネットで医薬品の購入ができなくなることを知り、大変残念であり、また、失望しております。

人は視覚からかなりの情報を得ながら生活していますが、「視覚障害は情報障害」とも言われ、情報の入出力それぞれに問題が生じてしまうことにより、これまで社会の一員として健常者と生活していこうとすると、著しい不便がありました。

そして、その一部を解決してくれているのがIT技術です。

私は現在、市販のパーソナル・コンピュータにスクリーンリーダーという種類のソフトをインストールして使用しています。これは、画面に表示された内容を声で読み上げるソフトです。入力はいわゆるローマ字入力で行い、結果や、ホームページやメールの内容などは、合成音声でパソコンのスピーカーから聞こえて来ます。例えば「こうせいろうどうしょう」を変換すると「あついのこう、いきるのせい、ろうりよくのろう、ろうどうしゃのどう、かえりみるのしょう」…とガイドされ、私もこれを頼りに皆様と同じように、メールを読み書きしたり、自分のブログを更新したりしています。また、ホームページの内容などを音声化する機能もあるので、私もたくさんのホームページから情報を得たりしています。

IT技術は、これまで不可能だったことをたくさん可能にしてくれました。その一つに、私のような視覚障害者が自分の力だけで買い物できるようになったということがあります。

そして、それは医薬品も例外ではありません。

私はこれまで何度と無く医薬品をインターネットで購入していますが、その全てについて納得し、また、満足しております。

それは、数ある薬品の中から自分のニーズに適合した製品を注意深く選び、購入したからに他なりません。

インターネット上の薬局の一部では、開封しなければ入手できないような使用上の注意を、商品ページに掲載しています。それら全てに私はアクセスすることができ、それを参考にしながら、自由に商品を選び、購入ボタンを押して購入しています。

また、ときにはどうしても早く薬が欲しいときもあります。そんなときにも、時間が許せばネットで成分を調べ、あらかじめ欲しい薬を決めてから薬局でその商品を指定して、購入するようにしています。

それは、私が一人の消費者として、自己責任で医薬品を選ぶことが、当然のことだと思っから。

ところで、私が医薬品を購入するとき、一番大切だと思う物。それは情報です。身分でも、肩書きでもなく、薬そのものの情報なのです。

今回の省令で、第1類は薬剤師が販売することを義務付け、説明文書を購入者に手渡すこと…とされているようですが、個人的な話で恐縮ではありますが、そのどこに意味があるとお考えでしょうか。

視覚障害者である私が、アクセスできないような情報など、いくらいただいてもまったく

価値がありません。ある意味それは情報とは言えません。応対している方が、アルバイト店員であるか、登録販売者であるか、また、薬剤師であるかの区別は、どうやったらよろしいのでしょうか。「名札にその旨を掲示」となっているようですが…。「インターネットは対面販売ではないので安全を確保できないため、ネットでの販売は規制べき」ということをおっしゃる方々お一人お一人が、1度目を閉じ、想像していただきたいと思います。眼を閉じた状態で、ご自身ではなく、大切なご家族の薬を購入すること。まず、どうやって薬局に行きますか？ある程度見当を付けないと薬局事態を探することもできません。どうにかして薬局に入ることができたとして、だれかに聞きますか？水虫の薬でも、妊娠検査薬でも、大きな声でそばを通っている人に聞いてみますか？そばを歩き来している人が一般客か、従業員か、薬剤師かを、どうやって聞き分けますか？少な

くとも私には「すみません、風邪薬が欲しいのですが」と声を掛けてみたら「あ、店員さん呼んで来ますね？」と一般のお客さんに言われた経験があります。そして、本当に薬を購入しようとするとき、どんな基準で商品を選びますか？容器の重さですか？最初に薦められた商品ですか？ご自身ではなく、ご家族の薬だとして、どうしますか？どうやって選びますか？薬剤師に説明していただいたとして、それを家に帰って誤り無く使用者にしっかり伝える自信がありますか？それとも「眼が悪いんだから薬局じゃなく、配置薬でいいじゃないか…」と、知らないだれかが決めた制度に従い、配置薬をお使いになりますか？配置薬にない物が必要になったらどうしますか？ご家族のために薬を買わなければならないのに、それでご自身は最善を尽くしたと思えますか？なにか問題が生じても薬剤師の先生が行ったことなのだから仕方が無かったと言えますか？自身が働いて得たお金を支払うのに、押し付けられたようなサービスでも良いですか？

少なくともそんなことは、私にはできませんし、言えませんし、思えません。

私自身に十分な情報もたらされず、暗に薬剤師が薦めてくれた薬を子供に飲ませ、問題が起きたら…。だれも責任など取ってくれません。薬剤師が薦めた薬であっても、最終的に使用したのが親だからということになるでしょう。十分な情報もたらされていれば、自分の判断で事故などを未然に防止できる可能性もありますが、情報が十分得られないということになれば、判断することも難しくなります。それから、実は、我が家には、配置薬があります。「使わなければ料金はかかりませんし、使った分だけいただくシステムとなっておりますので…」と半ば強引に置いていかれた薬箱です。が、もちろん説明書を私には読むことができません。これでもまだ「薬局に行けないのであれば配置薬があるじゃないか」とおっしゃいますか？鍼灸師として働き、少しではありますが納税をしている私ですが、ご自身が働いて得たお金を使う先を決められるというのは、感情論として不愉快ではありませんか？これらのことを、検討会の皆様はどうお考えになりますか？こう考える私は極端な人間でしょうか？家族の一員として生きるということ、家族を守るということ、自立した生活を営むということなどを考えるとき、法治国家において必要なのは十分な情報と、それを吟味して賢く使うということなのではないでしょうか。

確かに、医薬品に安全性は不可欠だと思います。しかし、それは医薬品として発売される前、既に審査されているのではありませんか？誤った使い方まで想定しているとは思いますが、処方薬に比べて薬効を抑えてある市販薬のはずです。

インターネット事態には、危険な部分があることも事実です。しかし、インターネットで医薬品を供給しようとしている団体が自主的に規制を設け、より安全に消費者に薬を届けようとしている事実を無視し、ネットでは対面が確保できないから販売してはならないというのは、なんの対面を重視なさっているのかが、はなはだ疑問です。業界の対面ですか？お役人の対面ですか？専門職の対面ですか？それらは、消費者のニーズと一致していますか？

「臭い物には蓋」という議論ではなく、明日を、それに続く未来を見据え、今一度お考えいただきたいと思います。

医療でも、今は「インフォームド・コンセント」という概念が定着しつつあります。十分な説明と同意の下に…ということです。このままネットでの医薬品販売を禁止することは、消費者の権利を大幅に制限することになるでしょう。消費者の選択の幅を狭めるとするならば、消費者に対して十分な説明が無ければ、ただの横暴と言われても仕方がないのではないのでしょうか。

私の立場から申し上げると、今や自治体の広報誌もネットで読める時代です。最高裁判所の判例もネットで公開されています。電子政府も、国が推進してきたことのはずです。電子納税システムというのもあります。これらは視覚障害者もアクセス可能な情報です。つまり、バリアフリーの一つだと思います。

バリアフリーは、できる者ができない者のためになにかをすることでは成り立たないのではないかと思います。共存の思想から生まれる物。それがバリアフリーではないかと思います。離島にお住まいの方、お仕事や家事、育児にお忙しい方、外出が困難な方、そして私のような障害のある者。少数意見と切り捨てず、どうか耳を傾けていただきたいと思います。

民主主義の基本は多数決。しかし、それはさまざまな人たちが自由に意見交換をした結果、さまざまな立場や境遇も加味して…。多数賛成ということであれば、たくさんの人たちに都合が良いはず…ということなのではないかと思います。それだからこそ法の制定には唯一の立法機関である国会の賛成が必要なものであって、少数意見は無視しても良いということにはならないはずです。

消費者の選択肢を狭めたり、新しいビジネスのチャンスを摘むような道を狭めるような議論ではなく、だれにでも開かれた、国民の大部分が納得できる道を探ることが、極めて重要なのではないかと思います。消費者が自由にいろいろな情報にアクセスして、自己責任で市販薬を購入し、使用する。分からない事や困ったことがあればそのときは専門家である薬剤師に相談したり、助言を求めたりする。それが、自然なように、私は思います。

ネットは危険だからとかという一義的な議論ではなく、購入や販売手段としてのネットなのであって、ネットワークで繋がったコンピュータの先には、いつも人間が存在するという事実があります。優しさと強さを共存させていけるのと同じように、安全性と利便性も、共存させていこうとする姿勢こそが大切なのではないかと私は思います。

報道によれば、パブリックコメントの97パーセントが一般医薬品のインターネット販売規制に反対だったとか。その声にどうか耳を傾け、なにが大切なことなのかを、今一度お考えいただきたいと思います。

第一に優先すべきは対面ですか？消費者の安全ですか？インターネットでは本当に安全性が確保できませんか？対面であれば、確実に安全が確保できますか？

「危険だから」と取り上げるのではなく、自己責任で市販薬を使用するという基本的な考え方を消費者自身も身に着けなければいつまでたっても「賢い消費者」にはなりえないだろうと思います。自分の訴えを明確にし、専門家の助言を受けたりしながら自分に適した市販薬を適宜購入して使う。それが自然な姿ではないかと思います。現在できていることをわざわざ規制してまで、なにを求めるといふのかも正直疑問です。

パブリックコメントの97パーセントが医薬品のネット販売規制に対して「反対」と回答し、反対署名も100万件を突破したと聞いております。

この事実をどうお考えなのでしょうか。また、本当に有益なのは「対面販売」に固執し、他の販売手段を一切禁止して、消費者の自由や利便性などを制限することなのか、それとも、消費者が自己責任で医薬品を購入し、使用するという方向性なのか。健全な市場競争が行われ、販売側、購入側それぞれにとって、どのような方法が最良であるか、今一度お考えいただきたいと思います。



厚生労働大臣外添要一様

長年、原因不明の耳鳴りに悩まされている者です。

はっきりした診断がつかず、何度も病院を変えてみたものの状況は変わりませんでした。処方される薬を使用すると症状は押さえられるものの、強い眠気などを伴うなど常時使用するわけにはいきませんでした。

耳鳴りに良いと言われる漢方薬、民間療法など色々試してみましたが、はかばかしい結果は得られませんでした。5年くらい前にインターネットで大阪の薬局のオーダーメイド漢方薬というのを見つけました。

地元の■■■■にも同じような薬局があり利用したことはありましたが効果はなく、この時も駄目で元々と思い、大阪の薬局のカウンセリングを受けて購入しました。

その薬が私の体質に合ったのか、病院で処方される薬の様に眠気などの副作用もなく、症状が軽くなるので使用を続けています。

もちろん病氣自体が直るわけではないものの、症状が軽くなり日常生活になくはならない薬です。

今回の医薬品通信販売規制は、一番の当事者である利用者の意見が全く反映されずに行われようとしていて、非序に腹立たしく思っています。

対面販売でないと安全な販売ができないという事が現状を見る限り理解できません。

薬品名を指定して購入すれば説明を受ける事はまずありません。

また大手の薬局では、殺菌消毒薬の逆性石けんと薬用ハンドソープの区別すらできないレベルの店員が販売しているのを何度も見えています。

私の利用している薬局では、購入しようとするとその薬の説明画面が開き、薬によれば問診票のフォームを記入しないと購入手続きができず、問診票の内容により購入ができなくなります。

逆に直接顔を合わせないだけに、婦人科の薬や妊娠判定薬、痔の薬など詳しい説明を受けられるケースもあると思えます。

また、メール、ファックス、電話などで質問やアドバイスを受けることもできます。

このような実例を見る限り、どのような根拠で対面販売でならないといけないか理解に苦しみます。

私は以前、処方薬でショック状態になり呼吸困難を起こした事があります。

市販薬といえども人体に作用するだけに同様の事が起きる可能性はあると思えます。

副作用が起きたら、薬局でできることは至急医師の診察を受けるようにアドバイスする位しかありません。

予防するには事前の説明が重要ですが、インターネット上の薬局が実際の店舗での説明と比べて勝るとも劣るとは思いません。

通信販売に変わる方法としての案を読みましたが、利用者の立場から見ると机上の空論、ナンセンスとしかいいようがありません。

障害者、高齢者、妊婦、育児中の方などであって、薬局や店舗に自ら買いに行けない人に対する供給方法

(方法の1)

○ 配置販売業者を通じて、必要な医薬品を居宅に配置する。

配置販売業者の場合、訪問先の居宅で、専門家が対面で情報提供することになる。

(方法の2)

○ 使用する者から依頼を受けた家族、親戚などが薬局・店舗を訪れて、使用する者の状態を伝え、専門家から対面で情報提供を受けて医薬品を

購入する。この場合、購入を依頼された家族などが使用する者に医薬品を渡しながら情報提供の内容を伝えることになる。

(方法の3)

○ 介護事業者などが、障害者や高齢者などの通院や買い物を介助する中で、薬局・店舗に来て、使用する者が専門家から対面で情報提供を受けて、医薬品を購入する。

私の実家では今でも配置薬を利用しておりそのシステムは知っています。

配置薬の業者が配置できる薬品は限定されていて、利用者が希望する薬品を配置することは絶対に不可能です。また家族や親戚などに簡単に頼める状況であればすでにそうしているはずで。

購入したい医薬品が近くの薬局・店舗で販売していない場合の供給方法

○ 使用する者が近くの薬局・店舗に注文して、その薬局・店舗が製造業者や製造販売業者から取り寄せて、使用する者が薬局・店舗を訪れて、専門家から対面で情報提供を受けて購入する。

私の経験からすると、その薬局で扱っていない薬品を求めると、当店では扱っていないと言われ断られるのが普通だと思います。

普段扱っていない薬品を小口で発注する手間やコストを考えると採算が合うとは思えません。

そこまでして扱ってくれるか不明です。

私が経営者なら断ります。

個人的なことになりますが、この規制が予定通り実施されると非常に困ります。

色々考えた結果、知り合いの買い物代行サービス業者に大阪の同業者を紹介してもらい、代行で購入できるか問い合わせたところ可能との返答をもらいました。

全く関係のない人の手を通して購入することに抵抗はありますが、現状ではそうするより方法が思いつきません。

規制が実施されたら大阪の代行業者に依頼することになると思います。

知り合いの代行業者の話だと、すでに同様の問い合わせは有り、新たなビジネスチャンスと期待していると言っていました。

今回の規制により、説明や情報提供や質問に答えることのできる業者を排除し、医薬品に素人の業者が医薬品の流通に介在しかねない状況を生み出すことになりかねません。

代行サービスも規制すれば良いと思われるかもしれませんが、顧客の注文により代行購入するという形態を考えると、合法的に流通している品物を扱う限りどのようなものが扱われているか補足は不可能で、実効性のある規制はできないと思います。

代行サービスは資金がなくても開業できるためサラリーマンがサイドビジネスとして始めるケースも有るように聞いています。

このような状況を考えると、きちんとしたルールを策定したうえでそのルールに従える通信売買する業者のみを認めるのが現実的だと思います。

[Redacted]

[Redacted]

意見書

平成二十一年三月二十七日

林添厚王弟勳大臣及び「医薬品新販売制度」の円滑施行に關する検討会、委員会様



二十一年三月二十六日付の貴意見書に於て「医薬品ネット販売継続」を希望する

消費者に於いて下記のとおり意見を提出します。

記

ネット規制の結果、医薬品の店頭購入が困難になり、実際の消費者が苦しむと聞かれ、同様のことは困るが、これは議論すべき点で、ネット販売を反対派一同意見が一致したところ、まず第一に同様のことは具体的に困るが、これは対面販売では薬剤師による薬物の理解がすすんで自分好みの医薬品を販売してほしいと云う点です。即ち、医師による投薬と違い、治療方法が異なるが、同じ対面販売では、必ずしも人それぞれに副作用のリスクを担い、それは不可能だと思えます。医薬品は、実際服薬した場合には、命にかかると判断する点で、この点では、ネット販売と対面販売は同じリスクだと思えます。

ネット販売の優れている点には、医薬品の全一覽が見え、頭痛薬で検索すれば、該当件数がある。商品説明も素人に判断出来る内容であり、販売に付いては注意書きも問題があり、ネット項目には、その薬の使用法などが載せられ、コメントも表示され、薬剤師に電話で相談出来る事も出来ます。一人の事と言うのは、専門的知識が限られ、その人の健康状態も把握しきれず、十分に対面だと思えます。現在の対面販売では、販売した医薬品の販売は可能であるが、同様に、薬剤師の方では、ネット販売を拒否している。一般消費者、高齢者、妊婦、育児中の方には、訪問先の居宅で専門家が対面での情報を提供することが、今の時代、おそれず、取り上げ、買取や宅配業者様への買取は、訪問者に対する警戒心が強く、新しい薬剤師買取の出現が予想され、安全な信用の取引は、対面販売は可能であるが、私は、今のところ、ネットでの医薬品販売は是非継続して頂きたいと思えます。

